

(N10-1) 土木学会地域貢献事業に係る資金に関する規則

2020年1月17日 制定

(目的)

第1条 この規則は、土木学会地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、地域貢献資金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(構成)

第2条 地域貢献資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 地域貢献事業への資金として寄附された財産
- (2) 規程第3条に定める特定の地域貢献事業に使用することを指定して寄附された財産
- (3) 土木ボランティア寄附（doboku Voluntary donor）として受け入れた財産
- (4) 理事会において地域貢献資金に繰り入れることを議決した財産

(使途)

第3条 地域貢献資金の使途は、規程第3条に定める事業への助成に限定する。

(活用)

第4条 地域貢献資金は、次の2つに分類して活用する。

- (1) 一般型資金：原則として第2条第1号、第3号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金
- (2) 指定型資金：原則として第2条第2号に規定する財産をもって構成する資金

(充当)

第5条 地域貢献資金は、計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

2 前項の取り崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第6条 地域貢献資金は、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（2020年1月17日 理事会議決） この規則は、2020年1月17日から施行する。

本規程の制定により、次の規程を廃止する。土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成22年3月19日制定）、土木学会東北支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成22年3月19日制定）、土木学会関東支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成21年6月19日制定）、土木学会中部支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成22年3月19日制定）、土木学会

関西支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成 21 年 11 月 20 日制定）、土木学会中国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成 21 年 11 月 20 日制定）、土木学会四国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成 21 年 9 月 11 日制定）、土木学会西部支部地域貢献事業に係る資金に関する規則（平成 22 年 3 月 19 日制定）